

仕 様 書

環境影響評価のための放射性物質動態調査業務

派遣場所	福島県田村郡三春町深作10番2号 福島県環境創造センター研究棟内（福島国際研究教育機構）
派遣職員の人数	2名
派遣期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日まで
就業日	就業曜日「月曜、火曜、水曜、木曜、金曜」 休日「土曜、日曜、祝祭日、機構指定休業日」 その他、福島国際研究教育機構職員就業規則による。
就業時間	8時30分を始業時刻、17時15分を終業時刻とし、途中60分間（12時00分～13時00分）の休憩時間を除き1日あたり7時間45分勤務とする。
延長就業等	必要に応じ、上記の就業時間以外に就業を命じる場合がある。
出張等	必要に応じ、命じる場合がある。
業務内容	<p>① 現地調査データ取得に関する業務(帰還困難区域含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境試料（水/動植物/土壌試料）の採取に係る業務 ・観測機器類の設置及びメンテナンスに係る業務 ・調査地の植生調査等に係る業務 ・現地調査に必要な申請書類の作成及び手続きに係る業務 ・その他、上記業務に付随する業務 <p>② 試料の前処理及び分析作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採取後の環境試料を分析するための前処理に係る業務 ・環境試料の放射能分析または元素分析等の分析に係る業務 ・培養試験、抽出試験等の実験に係る業務 ・実験室（機器のメンテナンス、化学薬品管理、廃棄物等）の管理に係る業務 ・その他、上記業務に付随する業務 <p>③ 分析及び調査観測データの解析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析及び観測によって得られたデータの整理に係る業務 ・物質移行解析及び移行率データの解析に係る業務 ・調査研究成果の取りまとめに係る説明資料の作成に係る業務 ・その他、上記業務に付随する業務 <p>④ 報告書類作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～③の作業に係る報告書及び各種記録簿の作成に係る業務。 <p>⑤ 事務補助業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ所掌の資料・物品・資産管理業務

	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ運営に係る事務補助業務 (電話および来客対応、荷物の発送受取、法人文書管理(登録・廃棄作業)) ・各種契約発注及び管理業務 ・機構内外の関係イベント等への対応 ・その他、付随する業務
<p>派遣職員に求める 資格・技能等</p>	<p>① 技術的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車運転免許を有していること。 ・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育を修了していることが望ましいが、修了していない場合は契約締結後速やかに、「刈払機取扱作業者」に対する「安全衛生教育」を修了すること。 ・安全衛生特別教育「伐木等」を修了していることが望ましいが、修了していない場合は契約締結後速やかに、安全衛生特別教育「伐木等」を修了すること。 <p>② 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境試料(水/土壌)の採取及び試料処理の実務経験を有することが望ましい。 ・Ge半導体検出器等を用いた放射能測定の実務経験を有することが望ましい。 ・業務で使用する機器類(観測機器類等)の取り扱い及び各機器のデータ回収の実務経験を有していることが望ましい。 ・業務で使用する機器類(観測機器類等)の簡単なメンテナンスの実務経験を有していることが望ましい。 ・職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる業務経験を有すること。 ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる業務経験を有すること。 ・指示された作業の計画の作成を的確に行える業務経験を有すること。 <p>③ 派遣労働者の基本的要件</p> <p>システム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理が出来る者とする。Microsoft word・Excelにより書類作成・印刷等の操作、Microsoft Excelについては、関数を用いた表計算・グラフの作成、Microsoft PowerPointについては発表用スライドを作成することができる。</p> <p>④ 派遣労働者の条件</p> <p>派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」</p> <p>⑤ 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度</p> <p>役職なし</p>
<p>情報セキュリティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託先の情報セキュリティ管理体制の整備 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」または「ISMS」の認証を有していること。または同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。 ・再委託先の情報セキュリティ管理体制の整備 F-REIの許可なく、作業の一部又は全部を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。ただし、F-REIが許可した場合には、受託者はF-REIとの契約上受託者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準を、再委託先においても確保すること。また、再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。

・情報セキュリティ監査の受入

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、F-REIが情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、F-REIが定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報セキュリティ監査を受託者は受け入れること（F-REIが別途選定した事業者による監査を含む）。